

発議第5号

「さけ定置漁業」の凶漁対策に係る資源増殖事業の緊急支援を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和2年12月18日

別海町議会議長 西原 浩 殿

提出者 別海町議会議員 松原政勝

賛成者 同 戸田憲悦

同 宮越正人

## 「さけ定置漁業」の凶漁対策に係る資源増殖事業の緊急支援を求める意見書（案）

本町の主力漁業である「さけ定置漁業」は、不漁が続き、漁業経営は厳しさを増し、自主規制の実施などの漁家、漁協の自己努力のほか、行政及び関係機関の連携により資源回復に向けて取り組んできたところである。

このような中、本年は、5年連続の不漁、過去にない凶漁に見舞われ、本町の水産業及び水産加工業において甚大な打撃となった。太宗漁業である「さけ定置漁業」の低迷は、税収の低下による本町の財政逼迫の要因となり、また、水産業を取り巻く関連産業の事業縮小、経営悪化にもつながり、本町経済全体の不振に及んでいる。

当地における「さけ定置漁業」は、ふ化放流事業の実施により維持されているが、同事業は、さけ定置漁業者が水揚から負担する増殖負担金により賄われており、本年の凶漁は、増殖負担金が捻出できない事態となっており、今後のふ化放流事業の継続が困難となっている。

また、近年の不漁に伴うふ化放流事業の財源不足は、老朽施設の維持補修、飼育能力の向上に向けた施設構造改良、飼育密度の改善に向けた機能強化などに取り組むことができず、「さけ定置漁業」の足下が定まらない状況に陥っている。

加えて、水揚の低迷が原因となり、北海道で定める計画放流数を満たせない年もあり、そのことが来遊の回復に影響する悪循環を生じさせている。

本町は、水産業・酪農業が基幹産業であり、安心、安全な食糧を国民に供給する生産基地と自負しているが、近年の漁家経営の不振は、子供たちに経営移譲する上で大きな不安を伴う状況となっている。

よって、国においては、「さけ定置漁業」の凶漁対策に係る資源増殖事業として、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望するものである。

### 記

- 1 近年のさけ来遊数の激減による増殖事業の支障を解決するため、国営または国費の支援により、捕獲採卵事業、ふ化放流事業及びふ化場の設備投資等に係る全面的な支援を行うこと。
- 2 当地における親魚の河川捕獲数の増加による採卵事業の強化、さけ来遊数の回復に向けて、一定期間の自主規制期間を設定可能とするモデル的交付金事業を創設、一定期間継続し、自主規制期間の漁家経営及び関連産業の経営を補償する所要額を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年12月18日

北海道野付郡別海町議会議長 西 原 浩

(意見書提出先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） 北海道知事